

○15 番（蔵野恵美子君）

立憲民主ネットの蔵野恵美子でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。今回の質問は大きく 4 点です。1 項目めは、全ての高校生が対象ではなかった、東京都の授業料実質無償化について。2 項目めは、身寄りなき老後も安心して暮らしたい、死後までを見据えた支援について。3 項目めは、実現してほしい、子育て世帯の移動支援について。4 項目めは、小美濃市長による「ダブルケア支援」、「ストップ！介護離職」宣言についてでございます。

まず 1 項目めとしまして、全ての高校生が対象ではなかった、東京都の授業料実質無償化について伺います。

東京都が今年度から高校や都立大学の授業料実質無償化を始めました。主に公立高校、私立高校の授業料助成の条件であった 910 万円未満の世帯年収の目安を撤廃し、親の経済状況にかかわらず授業料を無償にする取組であります。都は、その狙いとして、家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちが希望する進路を選択でき、安心して学べる環境を実現するためと説明しています。一定の所得があり、制限にかかって支援が受けられないため、行きたい学校を断念していた子どもたちのための取組とも言われています。無償化支援の対象は、都立・私立高校、都立大学、都立産業技術大学院大学、都立産業技術高等専門学校とされています。都によると、今回の所得制限の撤廃で、私立高校ではおよそ 9 万 9,000 人、都立高校では 4 万 4,000 人、都立大学、都立産業技術大学院大学、都立産業技術高等専門学校では、合わせておよそ 1,000 人が新たな支援の対象となるとしています。都は、これらの所得制限の撤廃にかかる経費として、令和 6 年度新年度予算案におよそ 555 億円を新たに盛り込んでおります。これまで、世帯年収により、国の就学支援金制度や都の上乗せ助成による支援がされてきましたが、今回の所得制限の撤廃により、保護者が都内に住んでいれば、都外の私立高校に通っていても誰でも対象となるということで話題となりました。

ところが、蓋を開けてみると、国立高校等、国立の学校が対象外ということが明らかとなり、都内在住で国立の学校に通う世帯から疑問の声が寄せられています。これまで、全日制の国立と都立、区立の公立の高等学校等に通う生徒には、国の就学支援金制度により、世帯年収が 910 万円未満であれば、年

間 11 万 8,800 円を上限に支給されていました。国公立高等学校の授業料は、年額 11 万 8,800 円のため、世帯年収が 910 万円未満であれば、国公立高等学校の授業料は実質ゼロでした。この国の支援制度はそのまま残るので、これまでどおり世帯年収が 910 万円未満世帯では、国立高校の授業料は実質無償のままとなりますが、それ以上の年収の世帯では、国立高校は、国の支援制度、都の無償化制度とも対象外のため、保護者が都内在住であっても無償にはならないことが明らかになりました。当初は、都立や私立の高校でも、同じ学校に通っているながら、保護者が都内在住の世帯は無償化対象で、都外の世帯では無償化の対象外という制度に疑問の声がありました。それに加え、都内在住でありながら、国立高校の場合、世帯年収 910 万円以上の世帯は無償化の対象外となる仕組みに新たな疑問の声が出ています。そこで、以下伺います。

1)当初、都内在住の全ての高校生は、公立・私立問わず、高校の授業料が実質的に無料になりますと話題になった当制度ですが、上記のように、実際は、都内在住の全ての高校生ではありませんでした。当制度に対する市長の評価について伺います。

2)都の教育庁に伺ったところ、本来、授業料の無償化は国がすべきことであり、国立学校に関しては、設置者が国のため、設置者の判断で無償化をすべきであるとの回答でした。確かに、国が全国的に無償化を実施することが望ましいと考えますが、今回の授業料実質無償化は、東京都が独自に行っており、都立のみならず、設置者が異なる私立高校の所得制限も撤廃するという独自の支援を行っていることを考えれば、国立の世帯にも独自の支援を都がすべきと考えますが、見解を伺います。

3)市内在住の国立高校に通う世帯から相談が寄せられていますが、市内在住の国立高校、高専等に通う児童数はどれくらいと把握しているか伺います。

4)市長より国や東京都に、国立を含む全ての高校生の授業料無償化を要望していただきたいと考えますが、見解を伺います。

次に、大きく 2 項目めとしまして、身寄りなき老後も安心して暮らしたい、死後までを見据えた支援について伺います。

「身寄りなき老後、国が支援制度を検討 日常生活から死後対応まで、試行へ」との見出しの記事が、2024 年 5 月 7 日、朝日新聞に掲載されました。頼れる身寄りのいない高齢者が直面する課題を解決しようと、政府が新制度の検討を始めたという内容であります。今年度、行政手続の代行など生前のこと

から、葬儀・納骨といった死後の対応まで、継続的に支援する取組を一部の市町村で試行し、経費や課題を検証し、全国的な制度化を目指すとなりました。背景として、高齢化や単身化の増加により、病院や施設に入る際の保証人や手続、葬儀や遺品整理など、家族や親族が担ってきた役割を果たす人がいない高齢者が増え、誰が担うかが課題になっていることが挙げられていました。入院手続や死後の葬儀、遺品整理に関しての多くは公的支援でカバーされていないため、提供する民間事業者は増えていますが、契約に100万円単位の預り金が必要なことも多く、消費者トラブルも増えており、本人の死後、契約どおりにサービスが提供されたかを誰かが確認する仕組みもないと言われています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、65歳以上のひとり暮らし世帯は、2020年の738万人から2030年には887万人に、そして2050年には1,084万人へと増えるとしています。こうした背景から、厚生労働省は、公的支援の仕組みが必要と判断し、今年度2つのモデル事業を始めると記載されていました。1つは、市町村や社会福祉協議会などに相談窓口を設け、窓口にはコーディネーターを配置し、日常の困り事、終活、死後の遺品整理など様々な相談に乗り、相談や終活支援を担う弁護士などの専門職、葬儀・納骨や遺品整理を委任できる業者などをつなぎ、契約手続を支援するというものです。コーディネーターは、高齢者本人が亡くなるまで継続的にフォローし、支援や結んだ契約が適切に実施されているか報告を求め、チェックをします。ただ、専門職や業者の少ない地域もあり、契約には費用もかかります。このため、もう一つの事業では、国による補助で少額でも利用できるようにし、市町村の委託・補助を受けた社協などが、介護保険などの手続代行から金銭管理、緊急連絡先としての受託、死後対応などをパッケージで提供するものです。市町村が業務をチェックすることで質の担保も目指しています。

身寄りのない方たちは、病気になった後や亡くなった後で対応に困るケースが多いですが、生前からコーディネート役がつくことで、スムーズな支援が期待できます。何よりも、本人たちも安心感を持って生涯を過ごすことができると考えます。モデル事業を通じて、よりよい伴走支援がなされることを期待し、以下質問いたします。

1)本市ではこれまで、武蔵野市福祉公社が担っている成年後見制度やつながりサポートによる支援を柱に対応してきたと考えますが、葬儀・納骨まで一体的なサポート提供体制があることで、身寄りのない方の安心感につながると考えられますが、見解を伺います。

2)福祉公社や在宅介護・地域包括支援センター等につながない身寄りのない方が、救急搬送された場合や亡くなられた場合のこれまでの市の対応について伺います。また、葬儀・納骨といった死後の対応はどのように対応されているのか伺います。過去5年間の対応件数についても伺います。

3)豊島区終活あんしんセンターや名古屋市あんしんエンディングサポート事業では、専門職との契約には費用がかかるため、資産や所得が一定以下で子や孫がいない独居の65歳以上の人に、見守り、安否確認、入退院時の手続、葬儀や納骨、家財処分といった死後に必要なサービスを提供する事業を始め、相談が相次いでいるとのこととあります。これまで支援の受皿がなく、支援の隙間にあった部分に注目がなされていると考えられています。また、終活あんしんセンター、あんしんエンディングサポート事業といった分かりやすいネーミングも周知に影響していると思われます。本市でも潜在的に多く必要とされているこのような隙間支援にスポットを当てた、分かりやすく届きやすい事業をお願いしたいと考えますが、見解を伺います。

次に、大きく3項目めとしまして、実現してほしい、子育て世帯の移動支援について伺います。

昨年12月の市長選挙時の市長の選挙公約には、「レモンキャブを子育て世代にも」との公約が掲載されておりました。当選直後の令和6年度の施政方針には、「産前産後の方々は定期的に安心して病院などに行く必要がありますが、公共交通機関を乗り換えての移動は負担が大きいと思います。例えば、公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がいのある方の外出支援として、ドア・ツー・ドアで移送するレモンキャブがありますが、子育て世帯の移動支援についても研究してまいります」とあり、なるほど、これは有効な子育て支援につながるであろうと期待しておりました。しかしながら、今年3月の予算特別委員会による質疑で、レモンキャブは現行の道路運送法78条第2号の枠組みでは子育て支援には適用できないことが判明しました。それに対し、市長は、「レモンキャブでなくても目的が達成できるならば、それはそれでいいと思いますが、やはり契約をするということで、顔見知りの方がまずやってくれるということが1点。それと、先ほど金額という話がございました。これもあります。そういうことを総合的に考えると、レモンキャブができたら一番いいかなと思うのですが、ただ、今の状況ですと本当にそれは変えていかなければいけないことがあるかもしれませんので、一応そういうところに関しても当たってみたいと思いますけども、しかしそれがかなわないのであれば、また違うことを考えていかなければいけないかなと思います。今のところはまだ、できる限りはやってみたいというふうに

思っています。」との答弁をされていました。そこで、以下伺います。

1)その後、現行のレモンキャブを子育て支援に適用できるかどうか検証はされたのでしょうか。適用できない場合、レモンキャブの位置づけ等を変えることで子育て支援に適用範囲を広げることができるのか伺います。

2)レモンキャブでの対応ができない場合、公約や施政方針で示された子育て支援を目的とした移動支援は諦めるのか、タクシーなどの代替手段で対応していくのか伺います。

3)今の子育て世代は、必要なときにレンタカーやタクシーを利用したほうが経済効率がよいとの理由から、車の所有率が低くなっていると言われています。逆に言うと、タクシーの利用に抵抗が少ない世代であるとも考えられます。そういった背景もあってか、子育て支援の一環としてタクシー券を配布している自治体は少なくなく、ありがたく感じられていると伺っています。レモンキャブのように事前予約の必要もないため、急な利用時にも助かっていると聞きます。

一方で、地域の顔見知りの方による安心感や地域雇用にも貢献するレモンキャブのよさも理解できます。レモンキャブが子育て支援にも適用が可能であれば、市独自の物価高支援として行われた武蔵野市くらし地域応援券事業の大型店を含むA券、大型店を除くB券のようなイメージで、タクシーを含むA券、レモンキャブ専用のB券というように、A券、B券を半々ぐらいの割合で子育て世帯に支給してはどうかと考えますが、見解を伺います。

最後に、大きく4項目めとしまして、小美濃市長によるダブルケア支援、「ストップ！介護離職」宣言について伺います。

小池都知事が2016年7月の都知事選出馬時に掲げた公約の一部に7つのゼロがあり、その進展について、3月20日の読売新聞に掲載されていました。ペット殺処分は、就任前の203匹から最新のゼロ匹、待機児童は8,466人から286人と、丸の評価である一方、残業時間、都職員の月平均が13.5時間から16.8時間と増加。介護離職者数が8,200人から1.7倍の1万4,200人と激増しており、バツの評価とされています。

一方、今年4月10日、国民民主党が、議員立法「ダブルケアラー支援法案」を参議院に提出しました。実態を追跡する定期的な全国調査を義務づけるほか、当事者たちの負担軽減を国や自治体、事業主の責務と位置づけた内容が柱とされており、その行方が注目されています。ダブルケア世代は主に30

から 50 代と考えられており、まさに働き盛りの世代であり、ダブルケア支援と介護離職は大いに関連していると思われます。

既に本市では、第五期長期計画・調整計画にダブルケア支援、介護離職防止についての概念を掲載いただき、その結果、具体的な実行計画である第3期健康福祉総合計画に初めてダブルケア・トリプルケアへの支援、介護離職防止の文言が入ることにつながっています。その後、第六期長期計画にも明記されたことで、推進するための施策が展開されており、ダブルケアの実態調査もなされています。

そこでいま一度、小美濃市長が就任されたことで、改めてダブルケア・トリプルケアへの支援、介護離職防止についての認識をお願いしたく、以下伺います。

1)ダブルケア・トリプルケアへの支援、介護離職防止に関する市長の認識や、把握されている本市の実態、これまでの評価、展望等を伺います。

2)一般社団法人ダブルケアサポートでは、2月2日はダブルケアの日、2月2日から28日はダブルケア月間とし、全国各地でダブルケアの啓発活動を展開されています。本市でもぜひダブルケア支援、ストップ介護離職宣言や、ダブルケア支援月間の設定など、新市長による啓発活動を提案しますが、見解を伺います。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。よろしく御答弁をお願いいたします

○市 長（小美濃安弘君）

それでは、蔵野恵美子議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目です。東京都の高校授業料無償化についてでございます。対象が都内在住全ての高校生となっていないことに対する評価についての御質問であります。

まず、この制度は、子育てに関わる経済的な負担を軽減するためのものと認識しており、少子化に歯止めをかけるためにも、一定評価できる取組であると考えております。ただし、東京都独自の制度で、また、直接市が関わる事業ではないため、対象者など補助スキームについて、私のほうから何か言える立場にはないというふうには考えてはおりますが、武蔵野市内在住の高校生がいる世帯が一部対象外となるという課題はあると思っているところでございます。

次に、大きな1点目の2点目、国立の高校が対象外となることについては、国及び東京都で調整すべきことではありますが、不公平感のない制度設計が望ましいと考えております。

次に、大きな1点目の3点目、市内在住の国立の高校または高専等に通う人数についての御質問であります。現在、市独自制度として、高校生のいる世帯に対する就学給付金——これは所得制限がありというものでございますが——行っておりますけども、住民基本台帳システムで対象となるかどうかを確認するのみで、対象生徒がどこの高校等に通っているかどうかは把握してございません。

大きな1点目の4点目、東京都への要望でございますが、制度が開始されたばかりで、申請受付もこれからでございます。現時点でそのような要望は考えておりませんが、国や東京都の動向も注視しながら、必要とあらば、今後そのようなことも検討してまいりたいと思っております。

次に、大きな2点目です。身寄りなき老後も安心して暮らしたい、死後までを見据えた支援についてということで、大きな2点目の1点目、葬儀・納骨までの一体的なサポート体制があることが、身寄りのない方への安心感につながるのではないかという御質問であります。市としても御指摘のとおりと考えており、身寄りのない方が自身の判断で契約をされる場合には、福祉公社によるつながりサポート事業で葬儀・納骨までの一体的なサポートを行っていましたが、時代の流れとともに課題が生じたため、見直しを行い、今年度から新事業、入退院・没後サポート事業をモデル事業（仮称）として始めております。

大きな2点目の2点目です。身寄りのない方の緊急時対応についての御質問であります。救急搬送された場合で、病院で身寄りや資産の有無等が確認できない場合には、生活保護制度における急迫保護として、本人の申請によらず生活保護の適用を行って支援する場合がございます。救急搬送された身寄りがいない方として市の生活福祉課に連絡があった件数は、過去3年間で97件となっております。身寄りがいない、または確認できない方が亡くなられた場合には、行旅病人及行旅死亡人取扱法または墓地、埋葬等に関する法律による対応によって火葬を行うとともに、親族調査を実施いたします。その上で、遺骨の引き取り手が見つからない場合には、市の納骨堂において合祀を行います。過去5年間におけるこれらの法の適用での対応件数は61件となっております。

大きな2点目の3点目です。資産や所得が一定以下で身寄りのない65歳以上の人への支援についての御質問です。市としても課題と認識しておりまして、関係各課や関係機関で構成する総合支援調整会議において今年より検討を始め、実態調査などを行っているところでございます。

次に、大きな3点目、実現してほしい、子育て世帯の移動支援についてでございます。

3点目の1点目、レモンキャブの利用の子育て世帯等への適用に関する質問についてであります。現状において、道路運送法上の福祉有償運送の旅客の対象に子育て世帯等は該当しておりません。レモンキャブの利用対象を拡大する場合には、その前提として、国土交通省による道路運送法施行規則の改正が必要となります。レモンキャブの運行協力員の確保が課題となる中、子育て世帯等まで利用対象を拡大した場合、これまでの利用対象である高齢者も含めて、全てのニーズに対応できなくなる可能性もあることから、その他の方法による子育て世帯等の外出支援も含めて、第六期長期計画・第二次調整計画の策定において議論を進めたいと考えております。

次に、大きな3番目の2点目です。子育て世帯の移動支援について、タクシー等の代替手段で対応していくのかという御質問であります。現在、第六期長期計画・第二次調整計画の策定を予定しております。その検討テーマとして、子育て世代の外出支援を策定委員会で議論を行ってもらう予定となっております。策定委員会での議論を経て、今後の子育て世代の外出支援を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな3点目の3)、子育て世代の移動支援について、レモンキャブ利用券とタクシー券を支給してはどうかという質問でございます。レモンキャブは道路運送法上の問題で、子育て世代の利用は困難であると考えておりますが、子育て世代の外出支援の方法の一つであると考えております。先ほどの答弁の繰り返しになりますが、第六期長期計画・第二次調整計画の策定の準備をしておりまして、その検討テーマとして、子育て世代の外出支援を策定委員会で議論を行ってもらう予定となっております。策定委員会での議論を経て、今後の子育て世代の外出支援を検討していきたいと考えております。

次に、「ダブルケア支援」、「ストップ！介護離職」宣言などについてでございます。大きな4点目があります。

大きな4点目の1点目、ダブルケア・トリプルケアへの支援、介護離職防止についてでございますが、子育てと介護や、複数人の介護をするダブルケア・トリプルケアへの支援は、介護離職防止に向けて重要な取組と認識しております。本市では、就労している家族が参加しやすい曜日や時間帯に、認知症や介護に関する講座等を開催したり、アーカイブ配信などをしております。また、市ホームページでは、「育児と介護のダブルケアなど複数人ケアでお悩みのかたへ」として、相談先やサービスの周知をしているところであります。今後、生産人口の減少が進み、ダブルケア・トリプルケアにより多くの方が直面することになります。介護者の年代や立場、子どもや高齢者、障害がある方など、介護を必要とする対象者によってニーズが複雑化するため、その対応が必要と考えております。

次に、2点目のダブルケア・トリプルケアや介護離職防止の啓発活動についてであります。本市では厚生労働省が定める11月11日の介護の日に合わせて、家族介護者の集いなどを行い、啓発活動を行っております。このような機会に合わせて、効果的なダブルケア・トリプルケア、介護離職防止の啓発について検討してまいります。

以上でございます。

○15 番（蔵野恵美子君）

それでは再質問させていただきます。

まず、授業料の実質無償化の件ですけれども、こちらは、答弁でもありましたように東京都の事業ですから、市とは直接関係はないのですけれども、やはり市内にはお子さんが国立の高校に通っている世帯が多数あると思います。そうした中で、ぜひ今回のこの話題になった事業のまず実態を、市長はじめ皆さんには知っておいていただきたいと思います、質問としました。都が無償化の対象を、保護者が都内在住の世帯にしたのは、やはり都民であって、都に税金を納めているという部分も大きいと思うのです。そう考えると、お子さんが国立の高校に通っている都内在住の世帯の方の憤りというか怒りというのは理解できると思うのです。市長のほうも、それは理解されているというような答弁だったので、それは今回市民にある程度伝わるというなと思いますけれども、7月7日に都知事選挙がありまして、そこで小池都知事の実績として、高校授業料の無償化、これをPRされると思うのですが、これは決して全世帯ではないということを我々は知っておく必要はあると思います。ぜひ機会がありましたら、そういっ

た市民の声、多くはないけれども確実に存在する市民の怒りの声を都のほうに伝えていただきたいと思いますけれども、いま一度答弁をいただければと思います。

○市 長（小美濃安弘君）

直接知事に伝えることができるかどうかは別として、先ほども御答弁いたしましたけども、課題があるという認識はしておりますので、そういう機会がありましたら、こういう御意見が議会からもしっかりとありましたということはお伝えをしていきたいと思っております。

○15 番（蔵野恵美子君）

ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、死後までを見据えた支援についてですけれども、この事業に関する新聞記事を見たときに、厚労省はよく動いてくれたなと思いました。答弁でもありましたように、身寄りのない方の救急搬送や亡くなられた場合の市の対応件数、これは結構な件数だと思います。行政としても、恐らく今後対応の件数も増えていくと思われますので、対応が追いつかなくなる可能性もあると思うのです。ぜひ、今回のこの国の制度も武蔵野市に注目していただきたく、質問といたしました。

通告を提出した後に知ったのですが、つながりサポートの進化版として、入退院・没後サポート事業というのを今検討というか、始めているというところですね。それで、福祉公社のつながりサポート事業見直し検討委員会の報告書を拝見しますと、これまでのつながりサポートからの大きな変更点として、支援対象者の要件を明確化して利用の可否を分かりやすくすることですとか、持続可能な事業とするために利用料を上げること、もう1点として、ここが最大のポイントかと思うのですけれども、対応する親族がいない場合、没後契約や入退院時の預託金の預かりを必須にすること、そうすることで、必要なときに支援ができるようにすること、ここだと思うのです。今まではそこが必須ではなかったから、結局、ある程度元気なうちの見守りのような部分だけで、本当に必要なときに支援が行かなかったというような課題をなくすために、そこを必須にしたというのは大きな変更点だと思っています。そこに目をつけて、国に先駆けてこういった没後サービスを検討されているというのはすばらしいなと思いまし

た。

それと、事業名も、これまでのつながりサポートというネーミングから、入退院・没後サポート事業とされる——まだ仮称ですけども——されるということで、具体的に支援内容が想像できて、適切な利用者拡大につながると思い、これもいいなと思いました。

その上で伺いたいのですけども、つながりサポートでは、おおむね 65 歳以上が対象であったところを、新事業計画では 75 歳以上とされていますけれど、その理由を伺いたいと思います。75 歳以上と枠を狭めてしまうことで、その間、判断能力が低下してしまって支援につながりにくくなるという可能性が出てくるのではないかと危惧していますけれども、その点、こういった理由で対象年齢を上げたのかというのを伺いたいと思います。

それともう 1 点、やはり最大の課題というのが、現時点の支援体制は、身寄りがなくても支払い能力がある程度ある方を対象とした内容であることだと思います。身寄りがなくて、かつ、制度を利用するための支払いができない方をどうするか、ここが隙間支援が課題として残る部分と考えられていて、国も今回検討してモデル事業の一つにしている部分だと思うのです。ぜひこの国の動向を注視しながら、本市でもここの部分の支援体制を構築していただきたいと思いますので、改めて見解を伺います。

○市 長（小美濃安弘君）

入退院・没後サポート事業につきましては、担当部長よりお答えをいたします。

○健康福祉部長（山田 剛君）

今、議員から 2 点の質問をいただいたと理解をしております。

まず 1 点目の、新たな入退院・没後サポート事業の対象年齢が 75 歳以上なのは、いかなる理由からかということだと思いますが、先ほど議員からもお話ございましたが、今年度よりモデル事業としてこれを実施を始めたところでございます。基本的に、モデル事業につきましては、現行のつながりサポート事業を利用されている方から必要な方について移行をしていただく、そのようなスキームで実施をしております。実際につながりサポート事業を利用されている 75 歳以上の方の割合が全体としては

86%を占めているということで、9割近くの方が75歳以上ということでございます。ただやはり、課題意識としては、当然、75歳未満であってもこういった事業を必要としている方は当然いらっしゃるはずでございますので、今後のモデル事業の実施検証の中で、対象年齢については改めて決まってくるものだというふうに我々としては理解をしているところでございます。

それと2点目の、いわゆる支払い能力がない方への支援についてはどう考えるかということですが、これも我々としては全く同感でございまして、いかにそういったお支払いができない方についてもこういった事業を使っていただくような、そういうようなサポート体制が非常に重要だと思っておりますので、これも今後のモデル事業を踏まえた中での検証の中でしっかりと議論してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○15 番（蔵野恵美子君）

分かりました。ただ、この年齢に関しては、65歳以上としても、おおむね65歳以上というふうな表現でもそんな大きな問題はないのではないかなと思います。先ほど紹介しました豊島区とかほかの自治体も65歳以上でやっているのです。では、65歳がいいのかというのはちょっと分からないけど、おおむねそこら辺にしたほうが、対象も拡大されていいのかなと思ったのですが、そこは十分検討いただきたいと思います。

先ほど答弁にもいただいた課題の部分、支払い能力はないけれども身寄りもないという、そこがやはり本当にこれからの隙間の部分だと思います。ぜひお願いしたいと思います。未婚化による単身世帯とか、少子化で兄弟も少なくなっているというような状況から、こういったケースは本当に増えていくと思います。未婚だけでなく、結婚していても、配偶者と死別して子どもとは疎遠とか、そういったことも考えられますから、これは誰にでも起こり得ることだと思うのです。ぜひ頑張ってくださいと思います。注目しています。

続いて、子育て世帯への移動支援です。やはりレモンキャブでは現状難しいということで、大変残念に思いますけれども、「レモンキャブを子育て世代にも」という市長の公約を見て期待した市民、特に子育て世帯がいらしたと思うことを考えれば、これはやはり何らかの形で支援を実現していただきたいと

思います。六長の調整計画でということなので、ぜひ柔軟に考えていただいて、有効な支援につなげて
いただきたいと思います。一言何かあればお願いしたいと思います。

続いて、「ダブルケア支援」、「ストップ！介護離職」宣言です。これは、私のイメージとしては、2017
年1月に邑上市長が職員に向けた年頭挨拶で行ったイクボス・ケアボス宣言、そういうようなイメージ
で、どうかという質問をしたのです。市長もこの課題認識を十分持っていらっしゃるということは答弁
から分かりましたけれども、市長がこの宣言をすることの効果はやはり大きいと思うのです。現在社会
問題であるこのダブルケアですとか、小池都知事すら苦戦されている介護離職に関する宣伝を、新しく
就任されて注目度抜群の小美濃市長に宣言をいただきたいと思います。小美濃市長のように、
子育てと介護も経験されて、今ではお孫さんもいらっしゃるという、そういった一連の経験をされた方
が、その経験を振り返りながら宣言されるということは、当事者が発するのとはまた別な意味で深みを
持ったメッセージになると思うのですけれども、そういった観点からも、ぜひ小美濃市長、発信力を期
待いたしまして、宣言という形でお願いしたいと思いますが、改めていかがでしょうか。

○市 長（小美濃安弘君）

レモンキャブにつきましては公約でもありますので、レモンキャブという名称で行えるかどうかは別
として、第六期長期計画・第二次調整計画で、内容については近いものをぜひ実施していきたいなとい
うふうに思っております。

今御質問にもありましたとおり、個人的な話をしますと、もう本当に私の父母も高齢になりまして、
両方とも88です。確かに孫もできまして、今、なるほど、子育ても大変なのだなというのを自分の子
どもたちを見て実感をしておりますし、実際に、同じマンションの上下に一応父母とは住んではいるの
ですが、実際に介護の状態ではまだないので、ケアということでもないのですが、しかし、日に日にや
はり弱っていくのは分かるわけです。そういう状況を見ていると、やはりダブルケアとかトリプルケア
とかというものの深刻さというのでしょうか、将来本当にどうなるか分からないというような懸念は持
っているところでございます。

先ほど御答弁の中で、啓発活動につきましても様々検討していきますということを答弁させていただ
きましたので、それがその宣言になるのかどうなのかというのは、ちょっとこれからの研究をさせてい

ただきたいと思いますが、何らかの形で、多くの市民の方々に発信ができればなということは今後も検討していきたいと思っております。

○15 番（蔵野恵美子君）

子育て世帯の移動支援、期待しています。ぜひ形にしていきたいと思います。

それと「ダブルケア支援」、「ストップ！介護離職」宣言です。これも今お答えいただいたように、そういった具体的な経験とかお話ができるというのがやはり小美濃市長の強みかなと思います。そういった形で、ぜひ市民に気持ちも伝わり、そういったメッセージを込めた発言を箇所箇所でいただければと期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

くらのえみこ Official Site

<https://www.emikokweb.com/>